

## はじめに

福井県では、障がい者や高齢者などを含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるため、「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、福祉のまちづくりのための生活環境の整備、福祉のまちづくりに関する県民意識の高揚を施策の基本方針としています。

福祉のまちづくりを実現していくためには、不特定かつ多数の人が利用する施設について、障がい者や高齢者等に配慮した出入口、廊下、階段、エレベーターなどの整備をすることが必要です。

このたび、この条例に定められている整備基準の内容について、施設の事業者、設計者をはじめ、広く県民の皆様により深くご理解いただけるよう「施設整備マニュアル」を作成しました。

この「施設整備マニュアル」を、施設整備をするにあたり有効にご活用していただくとともに、県民一人一人が福祉のまちづくりについての理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいただけるよう、より一層のご協力をお願いします。